

令和2年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年8月6日（木）
午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 富山市役所 西館8階 教養室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
20番 中井 義則 21番 奥野 健一
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 13番 高瀬 昌弘
5. 議 題 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて
議案第22号 事業計画の変更申請について
議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第24号 非農地証明書の交付について
議案第25号 富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員
の選任に関し同意を求める件
議案第26号 富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員
の選任に関する要綱の一部改正の件
報告事項第16号 農地法第3条の3の規定による受理につ
いて
報告事項第17号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第18号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による

競売参加買受適格証明書の交付について
報告事項第20号 農地法第5条第1項の規定による許可の
取消し及び受理の取消しについて

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、13番高瀬委員から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和2年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案7件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。24番宮田委員、1番大場委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は10件で、申請面積は49,583.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。この申請は、譲渡人と譲受人がともに農地所有適格法人である(農)●●●●●●●●の構成員であり、法人との利用権が設定された状態で所有権のみを移転するものです。また、法人の構成員間での所有権移転の場合、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。現地確認については、法人

から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

2番と3番は譲渡人が同じで、ともに労働力不足により所有権を移転するものです。

4番と5番は譲渡人が同じで、ともに相手方の要望により、所有権を移転するものです。

6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

7番は、高齢のため祖父と孫で10年間の使用貸借権の設定をするものです。

8番は、経営の縮小により、所有権移転をするものです。

9番と10番は譲受人が同じで新規農家であります。下限面積が10aの地区であり、ともに労働力不足により所有権移転をするものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」といたします。

会 長 続きまして、議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は5ページから12ページまでです。なお、今回は、5条のみで15件、面積は11,595.58㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許

可基準」を併せてご覧ください。

6 ページの 1 番は、工場及び駐車場の計画であります。事業の拡大により、既存工場と一体として製造加工等を集約し、効率よく利用できる申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

2番は、分家住宅の計画であります。実家との相互扶助のため、実家の農業を手伝うため、できる限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に地区センター、小学校があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

3番は、自治公民館の計画であります。既存公民館は耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでいることから、建て替えが必要になったものであります。既存公民館は神社の所有地に建っており、神社庁に建て替えの承諾について打診しましたが、承諾を得ることができなかつたため、お祭り等の行事の際に神社と一体利用が可能な隣接地を選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に鉄道の駅があり、公共施設が整備されている区域であることから、農地種別は第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

4番は、神社の参道で整地済みであります。以前より参道として利用されていたものを今回是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

5番は、一般住宅を建築する計画であります。□□□□地内にある約70アールの農地を賃借し、農業を拡大する計画であり、申請地を拠点とするため選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療機関が2施設あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は、植林を実施する計画であります。申請地を含む山林を伐採し、木質バイオマス発電に利用後、植林を実施するものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。実家と勤務先のおおむね中間の場所であること、また子の生活環境を考え、申請地を選定されたものです。なお、申請地は過去に「一般住宅」で許可を受けており、申請人が事業を承継されたいものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

8番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣地を選定されたものです。

申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

9番は、一般住宅で建築済みの案件であります。隣接する宅地を取得するにあたり測量したところ、住宅の一部が農地にかかっていることが判明したため、今回是正し、取得するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、保育所があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

10番は、神社の駐車場を整備する計画であります。神社で行う集落に係る行事は、高齢化が進み、ほとんどの住民が自家用車で来社しており、駐車場が不足しているため計画されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

11番は、資材置場の計画であります。申請人は申請地隣に住宅兼事務所として左官業を営んでおり、資材置場が不足することから計画されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

12番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、できる限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地は過去に「一般住宅」で許可を受けており、事業を承継されたいものです。申請地は、土地改良事業実地区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

13番は、貸作業所敷地拡張で建築済みであります。廃業により空き作業所となっていたものを賃借するにあたり、作業所の一部が農地にかかっているため今回是正するものです。申請書には

始末書の添付がございます。申請地は、土地改良事業実地区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

14番は、ドッグラン敷地として整備する計画であります。周辺になるべく迷惑がかからぬよう人里からある程度離れた場所で、かつ犬の安全のために必要な広さがある申請地を選定されたものです。なお、申請地の一部に車庫がはみ出しており、始末書の添付がございます。申請地は、土地改良事業実地区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

15番は、特定建築条件付分譲宅地の計画であります。小学校や保育園が近く、子育てや通勤、通学に条件のそろった利便性の高い土地であり、多くの需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。更地での分譲宅地となりますが、最終的に販売することができなかつた残余の土地は、申請人が住宅を建築し、建売住宅として販売することとなります。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

菊 委 員 参考までに聞かせていただきたいが、特定建築条件付の「特定」というのは、具体的にはどういうことか。

事 務 局 更地での分譲となりますが、転用事業者または転用事業者が指定する建築業者と土地購入者とが契約関係を結んで住宅を建築するものであります。

菊 委 員 障害者施設を建築するとかそういう意味合いのものではなく、売り手と買い手の住宅の契約ということですね。

事務局 はい、そうです。

中井委員 何年以内に事業完了という決まりがあるのか？

事務局 法律上に何年という明確な規定はありませんが、農地法上で一時転用が最長3年となっているものを準用いたしまして、造成後3年間で工事が完了する取扱いとしております。

会長 その他、特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第22号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号事業計画の変更申請についてご説明いたします。議案書のページは13ページでございます。

1番は10ページ5条申請7番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できなくなり、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

2番は11ページ5条申請12番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できなくなり、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

会長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 議案第22号事業計画変更の申請については、承認相当と意見

を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます。議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、16ページ1番、2番及び17ページ25番は〇〇委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、14ページから18ページです。

今回は25件の貸し手から申し出があり、契約期間はすべて10年です。設定面積は、120,375.00㎡です。

すべて相対であり、農地中間管理機構を通すものではありません。

また、今回は利用権の移転が9件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は17ページの25番から33番です。

25番の相対移転は、自らが代表者を務める会社へ、26番から33番は後継者である孫へ農業経営を移譲するためです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、1番、2番、25番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、1番、2番、25番を除き、

異議については、ないものといたします。

会 長 続きますて、1番、2番、25番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、1番、2番、25番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、1番、2番、25番について、異議はないものといたします。
〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きますて、議案第24号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号非農地証明書の交付についてご説明いたします。
議案書のページは、15ページから17ページです。

耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第25号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関し同意を求める件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書24ページをお願いします。

議案第25号「富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関し同意を求める件」について、ご説明いたします。

1名欠員となっていた第3ブロックの富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募のあった1名を選任するものでございます。

7月22日に運営委員会の委員により評価会議を開催して選考していただきました。

個人から推薦のあった方で、お名前は林政由(ハシ マヨシ)さん、住所、生年月日、経歴は記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関し同意を求める件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関し同意を求める件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第25号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関し同意を求める件については、原案通り同意することといたします。

会 長 続きまして、議案第 26 号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 本日配布いたしました、右上に「差替」と書いてある議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 26 号「富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正の件」について、ご説明いたします。

めくって議案書 26 ページ「富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正新旧対照表」をご覧ください。

6 月の月次総会でも推進委員の選任に関する要綱を改正しましたが、農林水産部において農業委員の選任に関する要綱が改正されることに伴い、同様の内容について、推進委員の選任に関する要綱を改正するものでございます。

7 月 22 日の運営委員会でご承認いただきましたが、その後、条例・規則を所管している文書法務課のチェックを受けて訂正した部分がございますので、併せて説明します。

まず要綱名ですが、推進委員の選任等に関する要綱と「等」をつけます。委嘱だけでなく、解嘱についても規定することによるものでございます。

第 1 条のタイトルは、「目的」ではなく「趣旨」が正しいと文書法務課から指摘を受けましたので改めます。

また、文章中に「法令に定めるもののほか」を追加し、条例名「富山市農業委員会の委員等の定数を定める条例」の記載などを削除し、「選任の手続き等について」を「選任の手続等に関し」に、文章の最後の「ことを目的とする」を「ものとする」に訂正します。

次に、第 4 条第 1 項から第 3 項を削除し、第 4 号に第 5 号の文章を一部修正してただし書きで追加し、「ただし、現に被推薦者である者が別の者を推進委員に推薦する場合は、この限りでない。」とします。

議案書 27 ページ、第 9 条「候補者を評価する項目」に第 3 号を追加し、「農業の振興のための意欲を有しているか」を規定します。

次に、第 12 条「評価会議の所掌事務」の文章に、「第 9 条の規定による評価項目に基づき」を入れます。

めくって議案書 28 ページ、第 16 条は欠員が生じた場合の補

充に関する規定でございますが、第1項に「罷免」と記載しておりましたが、推進委員は農業委員会の委嘱でございますので、「解嘱」が適切でございますので訂正します。また、同様に文章中の「及び」を「又は」に訂正します。

第2項は、農業委員会等に関する法律第21条に基づき解嘱させたい推進委員があるときは評価会議に諮問するものとするという規定を追加するものでございます。

農業委員会等に関する法律第21条の規定とは、「農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠った場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解嘱することができる」という規定でございます。

説明は、以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第26号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正については、原案通り改正することといたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第16号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第17号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

報告事項第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による競売参加買受適格証明書の交付について

報告事項第20号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消し及び受理の取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第16号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は29ページから33ページです。

今回の受理件数は11件で、3番は時効取得による所有権の取得、7番は相続による賃借権の取得、その他は相続による所有権の取得であります。農業委員会へのあっせんの希望は、4番の一部の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第17号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは34ページから39ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が13件、合わせて17件、面積は合わせて9,241㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

38ページ5条8番については、先月の総会にて報告した案件ですが、譲受人を「単独名義」から「共有名義」に変更するため、以前の届出を取消し、今回、再届出されたものです。

なお、39ページ5条11番については受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上で建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第18号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、40ページから43ページです。

解約件数は11件で、解約面積は21,158.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第19号農地法第5条第1項第7号の規定による競売参加買受適格証明書の交付についてご報告いたします。議案書のページは44ページです。

富山地方裁判所が実施する富山市■■■■地内の農地を対象として令和2年7月8日～15日に行われた入札について適格証明書を1件発行しました。

報告事項第20号農地法第5条第1項の規定による許可の取消

し及び受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは45ページです。

1番につきましては、住宅を建築する計画が事情により中止となったため取消したものです。許可の取消し願いと併せて、議案第21号12ページの14番で説明しました申請があったものです。

2番につきましては、報告事項第17号38ページの8番で説明しましたとおり、「単独名義」から「共有名義」に変更するため取消したものです。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これもちまして、令和2年度第5回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。
その他事務局より、連絡事項について説明をお願いします。

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。